

大樹でかなえるマイホーム支援補助金条例及び規則の運用内容

No	項目	内容	年月日
1	条例第2条第3号関連 建売住宅について	検査済書の取得から1年未満の住宅としているが、確認申請が不要な建売住宅の場合は、建築工事届に記載された工期により、1年未満に該当するか否かの判断を行う。	H29.5.24
2	条例第2条第5号関連 <u>自ら</u> 、又は他人に建築を 請け負わせて、新たに住 宅を建築することについて	自ら新たに住宅を建築する場合は、以下の運用とする。 1、交付申請書(別記様式第1-1号)の備考欄に自ら住宅を建築することを記入して貰う。 2、町内建設業者の加算額は、町内における経済効果の見込みが少ないため、対象外とする。又、町内で建設業を営む者が、自ら新たに住宅を建築する場合も対象外とする。 3、新たに建築する住宅の耐震性能は、現行の耐震基準に合致することを要するため、建築士による耐震性能の証明書の写しを完了実績報告書の添付書類に求める。	H29.7.3
3	条例第2条第8号の解釈 町内建設業者の町内に 本社又は事業所を持つ法 人について	町内建設業者とは、大樹町に法人税の納税義務がある法人とする。 (参考:法人税法 第16条(内国法人の納税地) 内国法人の法人税の納付地は、その本店又は主たる事務所の所在地による。)	H29.5.24
4	条例第3条第1号の解釈 <u>自ら所有し</u> 、居住する住 宅等を新築について	自ら所有するとは、土地と建物の登記事項証明書の権利者名により判断するが、土地の登記事項証明書の権利者が建物の権利者と相違する場合は、申請書類に10年間の土地使用を承諾する旨の書類が添付された場合を、自らの所有とする。 (申請書の受理を可能とするもの。)	H29.5.24
5	条例第3条第1項及び規 則第3条関連 共用名義について	共用名義である者が、大樹町に住所を有した日付が同日の場合は、そのいずれかを対象者としても良いものとする。	H29.7.3

6	条例第3条第1号の解釈 自ら所有し、居住する住宅等を新築について	新築とは、工事請負契約書の氏名と確認申請書の申請者氏名及び登記事項証明書の権利者名が一致しているものを、新築とする。	H29.5.24
7	条例第3条第1号関連 区分登記について	住宅の登記が区分登記による場合は、納税対象者が、区分登記された各登記者となり、固定資産税の納税義務においても各登記者となるため、各登記者での申請を可能とする(リフォーム支援事業と同様)。	H29.5.24
8	条例第5条関連 建売住宅の加算額について	建売住宅の補助金額における別表第2の加算基準について、町内建設業者による加算は、工事請負契約書の写しを添付することにより確認し、加算の対象とする。太陽光発電システムが導入されている場合の加算は、購入金額にその設置費用が加算されていると判断できるため、加算の対象とする。子育て世代が同居する場合の加算は、住民票謄本により確認し、加算の対象とする。	H29.5.24
9	規則第7条第2項の解釈 完了実績報告は、土地及び建物の登記完了後30日以内に行わなければならないことについて。	登記完了後30日以内とは、新築住宅の場合に適用し、中古住宅及び建売住宅については、売買契約と同時期に変更登記が求められることや、改修工事を伴う場合も想定されるため、土地及び建物の登記完了後180日以内とする。	H29.7.3